

業務委託契約書（案）

公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、令和9～11年度 鳥栖地区アスリート寮（ADm i S O N T O S U）管理及び給食調理業務委託に関する委託契約を次のとおり締結する。

（総則）

第1条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

3 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報 取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は次のとおりとする。

（1）業務の名称 令和9～11年度 鳥栖地区アスリート寮（ADm i S O N T O S U）管理及び給食調理業務委託

（2）業務の内容 別添「令和9～11年度 鳥栖地区アスリート寮（ADm i S O N T O S U）管理及び給食調理業務委託要領」のとおりに従う

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

2 前項の期間中、甲又は乙が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、書面をもって6か月前までに相手方に通知するものとする。

（委託料）

第4条 業務委託料は次のとおりとする。

金 , , 円

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税 金 , , 円

業務委託料のうち令和9年度（4月～3月） 金 , , 円

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税 金 , , 円

業務委託料のうち令和10年度（4月～3月） 金 , , 円

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税 金 , , 円

業務委託料のうち令和11年度（4月～3月） 金 , , 円

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税 金 , , 円

（契約保証金）

第5条 契約保証金に関しては、佐賀県財務規則第115条の規定を準用する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(業務従事者の報告)

第8条 乙は、委託業務を処理するときは、あらかじめ業務に従事する者（以下「従業員」という。）の氏名、年齢等を別記2「委託業務従事者一覧」により甲へ報告しなければならない。また、変更があった場合も同様とする。

2 従業員を雇い入れたことにより生じる一切の債務は、乙の負担とする。

(施設の使用等)

第9条 甲は、乙が委託業務を処理するために必要な厨房・食堂、事務室（管理人室）、調理人休憩室及び備え付けの家具、備品等は無償で貸与する。

2 乙は、前項の部屋及び家具、備品等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、前項の部屋及び家具、備品等が不要となったときは、速やかに甲に返還しなければならない。

(業務上の留意事項)

第10条 乙は、寮生が健やかに育つよう寮の運営に当たるものとする。また、寮生から相談があった場合は、誠実に対応するよう心掛けること。

2 乙は、寮生とのコミュニケーションの取り方、接遇の方法を考慮するとともに誠意ある対応を心掛け業務に当たること。

3 乙は、乙の負担で従業員に健康診断を受けさせるとともに、その結果を甲に報告しなければならない。

4 乙は、寮の施設や備品等について事故があったときは、速やかに甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

5 乙は、委託業務の処理に関し、甲と乙が協議して定めた事項に従わなければならない。

6 乙は、給食調理業務の運営に必要な「営業許可」など食品衛生法等関係法令に基づく諸手続きを行うとともに、労働関係諸法令に関しても全ての責任を負うものとする。

(調査等)

第11条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定の他、経済情勢、又その他の合理的な事由により、委託料を変更することが必要な

場合は、甲と乙とが協議して定める。

（委託料の請求、支払）

第15条 業務委託料の支払は完了払いとし、金額は別記3の業務委託料月別明細書のとおりとする。

2 乙は前月分までの金額を甲に請求できるものとする。

3 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、30日以内に支払わなければならない。

（実績報告）

第16条 乙は、各年度の業務が完了したときは、業務が完了した日から起算して7日を経過した日までに業務完了報告書（別記4）を提出しなければならない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

（1）委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

（2）正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

（3）乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に準じ、各号に該当すると判明したとき。

（4）その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。

（5）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約期間全体の総額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、履行部分があるときは、契約全体の総額から当該履行完了部分に対する委託料相当額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。

第18条 甲は、前条第1項により解除する場合は、契約を解除しようとする30日前までに、乙に通知しなければならない。

2 前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、学生寮の施設及び供与を受けた備品に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(相殺)

第20条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義の決定)

第21条 この契約書の各条項若しくは委託要領等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

上記委託業務について、甲と乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 佐賀市日の出二丁目1-11
公益財団法人 佐賀県スポーツ協会
会 長 山 口 祥 義 印

(乙) 佐賀市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇〇 印

別記 1

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

(2) 前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定に基づき処罰される場合があること

(3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県スポーツ協会
会 長 山 口 祥 義 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和9～11年度 鳥栖地区アスリート寮（ADmiS ON TOSU）管理及び給食調理業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	

個人情報の管理体制等変更報告書

令和 年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作 業 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	(具体的に記入すること)

【記 載 例】

別 紙 1

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

委 託 者 名 様

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職） 〇〇本部 課長	（氏名） 佐賀 一郎
作 業 責 任 者	（所属・役職） 〇〇本部 主任	（氏名） 佐賀 次郎

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	〇〇事業部 〇〇班
事 務 名 （事務担当者）	〇〇〇〇に係る事務

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	・ 〇〇（委託先名）内の△△（具体的な作業場所名） ※作業場所が県庁組織内の場合 ・ 佐賀県庁新行政棟〇階 △△課内
保管場所及び保管方法	【保管場所について】 具体的な個人情報が含まれる媒体の保管場所を記載すること。 【保管方法について】 施錠管理、パスワード設定等個人情報が容易に漏えいしないような管理方法を記載すること。
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	（具体的に記入すること） ・ 作業場所には、委託事務の関係者以外の者は入室できないようにしている。 ・ どの従事者がどのような作業を行ったかログで管理している。 ・ 使用する個人情報については、必要最小限の者しか使用できないようにアクセス制限を行っている。 ・ 万が一個人情報が漏えいした場合は、直ちに責任者に報告するように全従事者に指導した。

（注 1 個人情報管理責任者とは、この委託業務で知り得た個人情報の管理責任者のことを言います。

2 作業責任者とは、この委託業務を実際に行う現場の責任者のことを言います。

3 個人情報管理責任者と作業責任者は、同一の者であっても構いません。

(別記 2)

委託業務従事者一覧

[illegible]

(別記 3)

業務委託料月別明細書

支 払 内 訳 明 細 (円)				
	令和 9 年度		令和 1 0 年度	
				令和 1 1 年度
4 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
5 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
6 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
7 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
8 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
9 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
1 0 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
1 1 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
1 2 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
1 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
2 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
3 月	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円
計	消費税	円	消費税	円
		円		円
	合計	円	合計	円

(別記4)

令和 年 月 日

業務完了報告書（令和 年度分）

公益財団法人 佐賀県スポーツ協会
会 長 様

住所
株式会社
代表者



令和 年 月 日付けで締結した令和 年度 鳥栖地区アスリート寮（ADmiS ON TOSU）管理
及び給食調理業務が完了しましたので、同契約書第 条 項の規定により報告いたします。

記

1. 寮監業務について

2. 給食調理業務について

3. 委託期間 令和 年 月 日～から令和 年 月 日まで

4. 業務完了の日 令和 年 月 日